

質問番号	質問内容	回答
1	・本件の業務委託契約を締結する場合、各委託者（参加団体）と受託者は個別に契約を締結するのでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	・本件の業務を遂行するにあたり、受託者は各委託者（参加団体）と個別に打合せ、成果品の協議などを行うのでしょうか？または、代表となる事務局を通しての協議などを行うのでしょうか？	受託者は各委託者（参加団体）と個別に打合せや成果品の協議を行うことを基本としますが、共同発注全体に係るものについては、事務局を通じた協議もあり得ます。
3	・【実施要領】第3 応募資格 - 5 「同種又は類似の地方公共団体受託業務の元請けとして1件以上の履行実績を有し、」とありますが、実証作業についても実績件数に含めてよろしいでしょうか。	実証作業については、実績件数に含めません。
4	・【実施要領】第6 事業者の決定 - 3 審査項目及び配点 「要求水準以上の付加価値」についても概算見積書に含める必要がありますでしょうか。（例：一部、来年度以降の次ステップとしての提案が可能か）	要求水準以上の付加価値がある場合はそのための費用も含めて概算見積書に記載しますが、契約期間中に委託者が負担すべき費用のみとしてください。
5	・【実施要領】第6 事業者の決定 - 3 審査項目及び配点 見積価格に対する評価点はありますか（本章に記載の審査項目・配点のみでしょうか）。	提案額は審査項目には含まれておりません。
6	・【要求水準書】第4章 本業務に関する要求水準 4-2（2） 貸与されるデータにはどのような項目が含まれているか（管種、布設年、口径など）。また、データ項目は全委託者で統一されているか。見積工数に影響するので確認させていただきたく存じます。	契約締結後、委託者は要求水準書「4-2.（6）成果データのとりまとめ」に示した作業に必要な管路データを貸与します。
7	・【要求水準書】第4章 本業務に関する要求水準 4-2（7）① 「プラットフォームの使用期間は、令和9年3月31日までとする。」とありますが、開始日の指定（閲覧可能とする日数の指定）はありますか。	プラットフォームの使用期間について、開始日は、各委託者と協議の上、決定願います。
8	・【要求水準書】第4章 本業務に関する要求水準 4-2（8）① 「報告書については、対外的に公表することを前提とする。」とありますが、「要求水準以上の付加価値」についても公表の対象となりますでしょうか。	報告書に記載されたものについては、対外的に公表することを前提としますが、具体的には、各委託者と協議の上、決定願います。